

狛江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	82,749	34,955,048	2,047,112	4,776,807	13.7	14.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

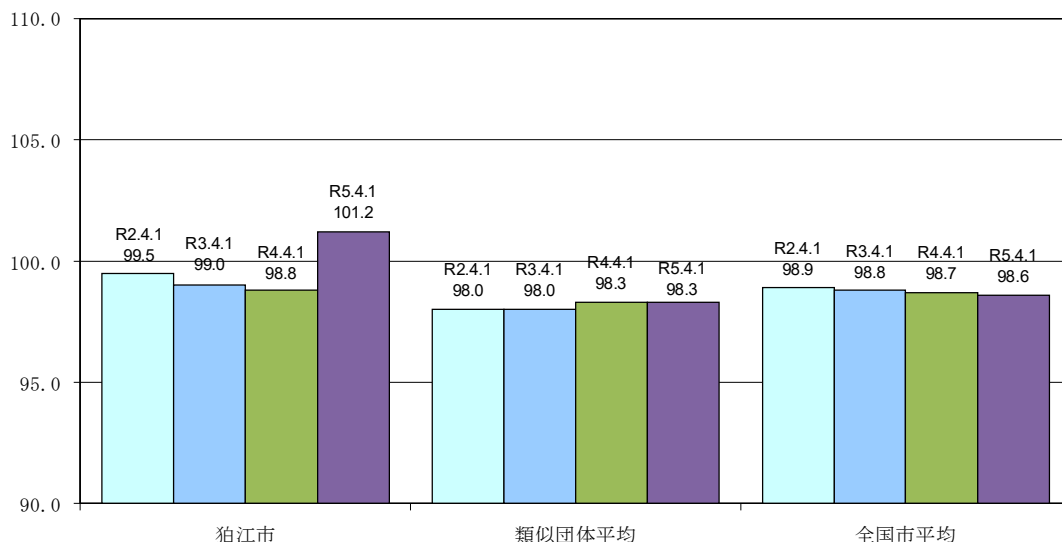
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	404	1,447,919	469,100	696,960	2,613,979	6,470	6,066

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給料月額が高い職員の階層変動及び人事異動に伴う職種区分間の異動があったため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

① 給料表の見直し

〔 実施 〕
実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ(東京都の給料表を採用しており、都の総合的見直し後の給料表に合わせた)した後、激変緩和のため、平成27年3月31日時点の給料月額最大の0.7%相当額を保障(平成27年4月1日時点の給料表上の上位の号給に貼り付けることで保障を行ったため、0.7%を超えてしまった職員については昇給抑制を行うことで調整)。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準16%に対し、狛江市においても16%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合										
	平成26年度	平成28年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		4月1日時点	遷及改定後								
国基準による支給割合	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
狛江市の支給割合	15%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
狛江市	42.1 歳	326,822 円	444,800 円	409,494 円
東京都	42.4 歳	316,277 円	451,385 円	398,074 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.6 歳	310,260 円	401,078 円	356,435 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	
狛江市	53.9 歳	19 人	322,105 円	384,250 円	378,203 円	—	—	—
東京都	50.5 歳	1,241 人	287,646 円	388,055 円	354,902 円	—	—	—
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—
類似団体	52.3 歳	17 人	321,114 円	373,492 円	352,981 円	—	—	—

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	狛江市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	187,900 円	187,900 円	一般職 185,200 円
	高校卒	152,200 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	149,600 円	149,600 円	—

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等が支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	264,194 円	368,456 円	409,825 円	433,700 円
	高校卒	216,600 円	(278,900) 円	(306,000) 円	395,300 円
技能労務職	高校卒	(202,100) 円	(256,800) 円	295,900 円	(286,000) 円

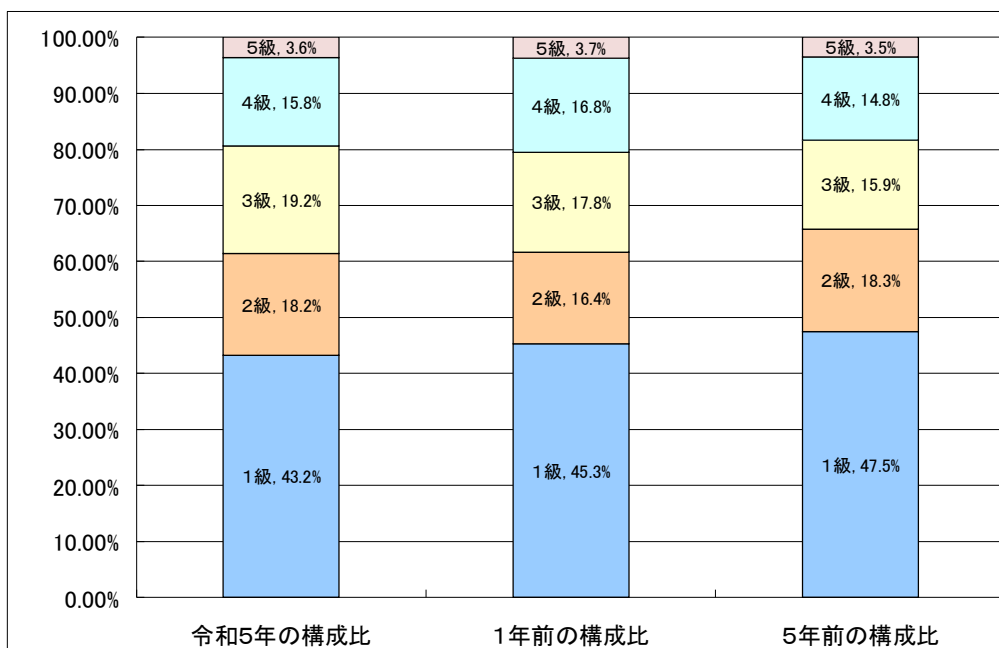
(注) 一般行政職(高校卒)及び技能労務職の給料月額は、標準モデルである。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

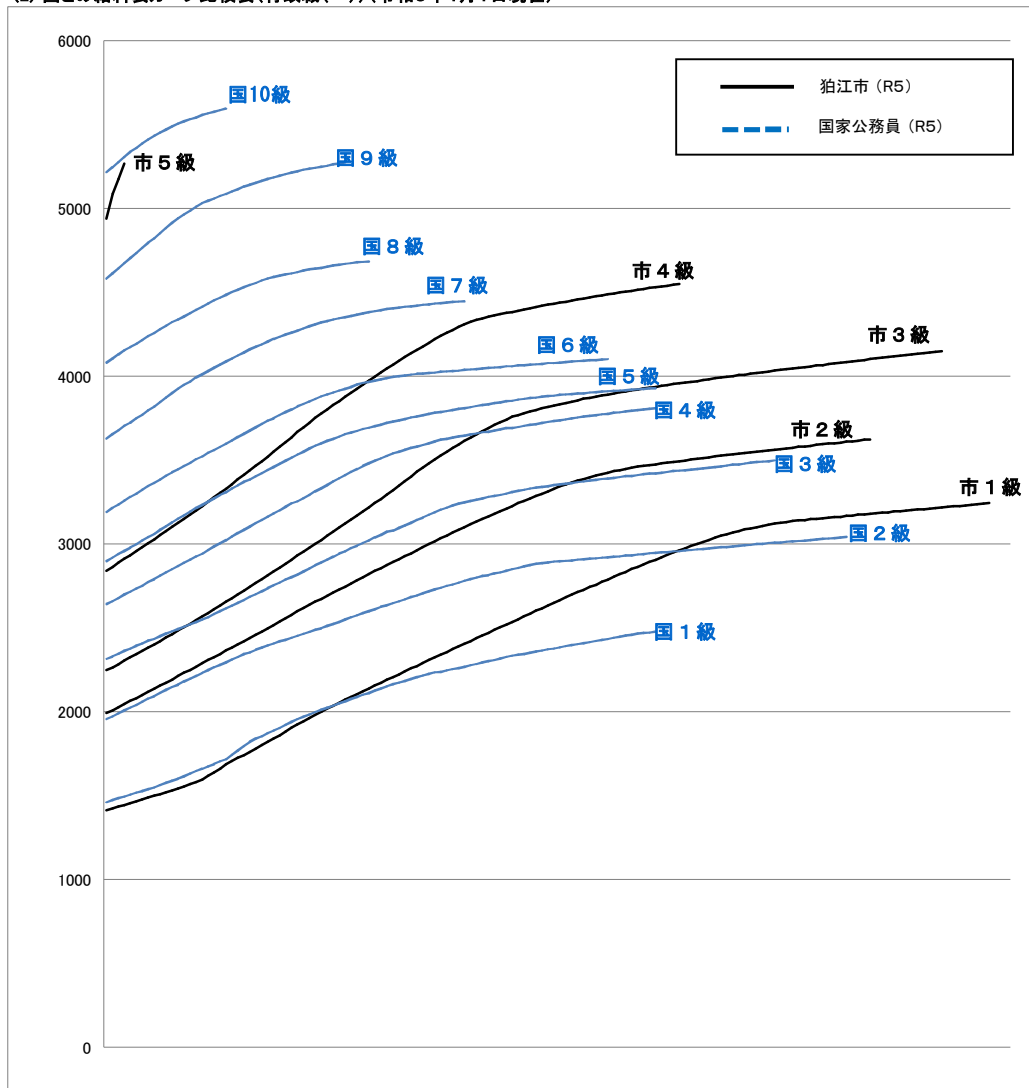
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
5級	部長又はこれに相当する職務	11人	3.6%	494,000円	526,700円
4級	1課長又はこれに相当する職務 2課長補佐又はこれに相当する職務	48人	15.8%	284,500円	455,000円
3級	係長又はこれに相当する職務	58人	19.2%	227,300円	415,100円
2級	主任の職務	55人	18.2%	202,600円	362,500円
1級	主事の職務	131人	43.2%	148,300円	324,300円

(注)1 狛江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である(再任用職員除く)。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(-))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

狛江市	東京都	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,725 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,844 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

狛江市	国		
(支給率) 自己都合 定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 23.00 月分 23.00 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年 30.50 月分 30.50 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年 43.00 月分 43.00 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度 43.00 月分 43.00 月分	最高限度 47.709 月分	47.709 月分	
1人当たり平均支給額 3,250 千円 25,705 千円	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		256,788 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		636 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
狛江市	16.0 %	全職員	16.0 %

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		148 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		3,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		3.22 %	
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
訪問・指導等従事手当	訪問・指導等に従事する職員	・生活保護に係る現業の業務 ・精神保健指導のための家庭訪問	日額200円
感染症防疫作業従事手当	感染症防疫作業に従事する職員	・感染症患者の救護、移送 ・感染症病原体の付着した物件の処理作業	日額3,000円
行旅病人及び行旅死亡人処置業務従事手当	行旅病人及び行旅死亡人処置業務に従事する職員	・行旅病人の救護 ・行旅死亡人の取扱い	1件当たり3,000円
河川等の応急作業従事手当	河川等の応急作業に従事する職員	・水害時の応急作業	1日当たり1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	102,514 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	254 千円
支給実績（令和3年度決算）	113,342 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	276 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(各年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の再任用職員を除く総職員数である。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当 (部長級には不支給)	配偶者 6,000円 (課長及び課長補佐級は、3,000円) 子 9,000円 (満16歳年度初めから22歳年度末まで13,000円) その他の親族 6,000円 (課長及び課長補佐級は、3,000円)	異なる	支給額	29,737 千円	189,408 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている34歳以下の世帯主またはこれに準ずる者 15,000円	異なる	支給要件支給額	7,503 千円	141,566 円
通勤手当	交通機関利用者 月額55,000円まで 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具利用者の支給額	31,890 千円	100,283 円
管理職手当	部長 103,000円 理事 91,000円 課長 76,000円 主幹 71,000円 課長補佐 62,000円	異なる	支給額	59,946 千円	868,783 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	898,000 円	1,061,000 円 / 593,400 円
	副市長	774,000 円	885,000 円 / 547,600 円
報酬	議長	547,000 円	737,000 円 / 372,000 円
	副議長	489,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議員	465,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.55 月分	
	副市長	(令和4年度支給割合) 4.4 月分	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額 × 在職年数 × 400 / 100	(1期の手当額) 14,368,000 (支給時期) 任期ごと
	副市長	給料月額 × 在職年数 × 300 / 100	9,288,000 任期ごと

(注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者等で構成される「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

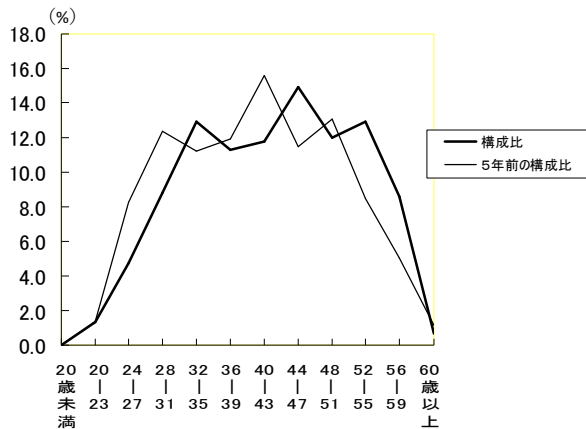
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	89	93	4	次員補充等による増
		税務	31	30	△1	次員不補充による減
		民生	149	148	△1	配置換えによる減
		衛生	31	30	△1	組織改正による減
		農林水産	1	1	0	
		商工	6	7	1	配置換えによる増
		土木	46	46	0	
	計	359	361		<参考> 2 人口1万当たり職員数43.63人 (類似団体の人口1万当たり職員数51.55人)	
	教育部門	45	47	2	組織改正等による増	
小計	404	408	4	<参考> 4 人口1万当たり職員数49.31人 (類似団体の人口1万当たり職員数65.15人)		
公営会計等部門	下水道	8	8	0		
	その他	26	26	0		
	小計	34	34	0		
合計		438	442	4	<参考> 人口1万当たり職員数53.41人	
		[615]	[615]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員及びフルタイム勤務の再任用職員などを含み、非常勤職員は含まない。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	21人	39人	57人	50人	52人	66人	53人	57人	38人	3人	442人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	353	357	368	369	359	361	8 (2.3%)
教育	52	52	46	41	45	47	-5 (-9.6%)
普通会計計	405	409	414	410	404	408	3 (0.7%)
公営企業等会計	31	31	34	34	34	34	3 (9.7%)
総合計	436	440	448	444	438	442	6 (1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。